

# 第1章 背景及び趣旨・期間

## 1. 計画の背景

近年、女性の社会進出や家族形態の多様化などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。21世紀の少子化社会に対応するため、国や地方公共団体をはじめ、社会全体で子育てを支援し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進していくことが重要な政策課題となっています。国は、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針である「少子化対策推進基本方針」（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定）、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月6日閣議決定）に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生き育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、様々な対策が実施されたところです。

しかしながら、平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されています。

急速な少子化の進行は、今後、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、平成14年9月には、厚生労働省において「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策等「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という四つの柱に沿って、総合的な取組を推進することになりました。平成15年3月には、少子化対策推進関係閣僚会議において、政府における「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を取りまとめ、あわせて、平成15年3月には、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年7月に成立したところです。

次世代育成支援対策推進法では、次世代育成支援対策に関し、都道府県と市町村および、事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものにあつては、行動計画を策定することとされました。

## 2. 計画の趣旨

津山市においては平成8年度に平成12年度を目標年次とする「津山市エンゼルプラン」を策定し、主に保育サービス、子育て支援施策を推進してきました。さらに平成12年度には多様な保育サービス、出産や育児に対する不安、児童虐待などの新たな課題に対応するため平成17年度を目標年次とする「つやまし新エンゼルプラン」を策定、子育て支援施策を進めてきたところです。

また、母子保健についても、平成8年度「津山市母子保健計画」を策定、地域の愛育委員などの協力のもと計画的な母子保健施策を進めてきたところです。

津山市の合計特殊出生率は平成15年値で1.57となっており、全国平均1.29、岡山県平均1.38を上回っており、保育事業などを中心とした子育て支援、母子保健の推進が一定の成果をあげてきました。

しかし、本市においても、少子化、核家族化、都市化の進行など子どもを取り巻く環境が大きく変化し、人と人との関わりが薄くなってきています。子育てについて相談できる人や気軽に手助けをしてくれる人がそばにいない、地域の子ども同士の遊び場や交流が少ないなど多くの課題を抱えています。子どもは親にとってはもちろんのこと、社会にとってもかけがいのない存在であり、地域のみんなが子育てを見守り、支えていくことが必要です。

そこで、このたび、「津山市エンゼルプラン」「つやまし新エンゼルプラン」「津山市母子保健計画」の成果を継承しつつ、地域の子育て支援や働き方の見直しなどの課題にも対応した「津山市子育て支援行動計画」を策定するものです。また、本計画の策定にあたっては、市町村合併を控え、各市町村での子育て支援の課題にも対応した内容としていきます。

## 3. 計画の期間

国が示した次世代育成行動計画策定指針では行動計画は、5年を1期とするものとされているため、本計画も平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とします。ただし、平成17年2月28日の市町村合併を控えての計画策定であること、また、平成17年度が津山市第3次総合計画（平成8年度～17年度）の最終年度であり、平成17年度中に新総合計画の策定作業を行う予定であることなどの事情により、本計画の数値目標などの項目については平成17年度中に見直しを行うものとします。

## 第2章 計画の策定に当たっての基本的な視点

### 1. 子どもの視点

津山市子育て支援行動計画では、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を進めます。

### 2. 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

### 3. サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育てで家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。津山市子育て支援行動計画の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

### 4. 社会全体による支援の視点

子育てについては父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていきます。

### 5. すべての子どもと家庭への支援の視点

津山市子育て支援行動計画では、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、すべての子どもと家庭への支援という観点で対策を進めていきます。

### 6. 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、愛育委員会、町内会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会などの様々な民間事業者、民生委員・児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用しな

がら取組を進めます。

また、児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、図書館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図っていきます。

## **7. サービスの質の視点**

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、子育て支援においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

## **8. 地域特性の視点**

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なります。津山市の子育て支援においては、津山市の人口構造や社会資源の状況、利用者のニーズなどの特性を踏まえた取組を進めていきます。

## 第3章 津山市の少子化の現状

### 1. 津山市の人口と少子化の推移

#### 1. 人口

津山市の人口は、平成7年の国勢調査では89,825人、平成12年の国勢調査では90,141人、平成16年4月1日現在の住民基本台帳では89,894人とほぼ横ばいとなっています。また、合併後の新津山市区域内合計人口については、昭和55年以降増加傾向を示していましたが平成7年の113,617人をピークに減少に転じており、平成12年の国勢調査では111,499人、平成16年4月1日現在の住民基本台帳の合計値は111,232人となっています。

一方、世帯数については年々増加傾向を続けており、平成12年の国勢調査で津山市では32,435世帯、新市では38,987世帯となっています。1世帯あたりの人員は、平成12年には、津山市2.78人、新市では2.86人と核家族化が進んでいます。

また、年齢3区分別人口※で見ると津山市では少年人口14,751人（16.4%）、生産年齢人口57,924人（64.2%）、老人人口17,481人（19.4%）という構成に、新津山市区域では年少人口17,713人（15.9%）、生産年齢人口69,958人（62.7%）、老人人口23,822人（21.4%）という構成になっており、少子高齢化が進んでいます。（表1、表2）

表1 津山市の人口の推移

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年4月1日
総人口	89,400	91,170	90,156	89,894
世帯数	29,065	31,292	32,435	34,851
1世帯当りの人員	3.08	2.91	2.78	2.58
少年人口（0～14歳）	17,331	16,077	14,751	14,238
生産年齢人口（15～64歳）	59,183	59,797	57,924	56,844
老年人口（65歳以上）	12,886	15,296	17,481	18,812

【資料】平成2年・平成7年・平成12年：国勢調査、平成16年4月1日：住民基本台帳

表2 新津山市区域の人口の推移

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年4月1日
総人口	112,386	113,617	111,499	111,232
世帯数	35,458	37,831	38,987	42,096
1世帯当りの人員	3.17	3.00	2.86	2.64
少年人口(0~14歳)	21,516	19,685	17,713	16,891
生産年齢人口(15~64歳)	72,987	72,770	69,958	69,116
老年人口(65歳以上)	17,874	21,145	23,822	25,435

※年齢3区分別人口：人口を年齢により、少年人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）に3区分した人口。

## 2. 婚姻・離婚数の推移

婚姻数、離婚数の推移をみると、津山市では婚姻数は平成4年から平成7年にかけては減少傾向にありましたが、平成8年からは増加傾向にあります。新市の合計でも増加傾向にあります。

一方、離婚件数は、津山市では平成4年には135件となっていました。年々増加し、平成14年には238件で、平成4年の1.8倍となっています。新市の合計も年々増加傾向にあります。

## 3. 未婚率・合計特殊出生率

岡山県全体の年齢別未婚率をみると、男性の25歳～29歳の未婚率は、昭和25年の22.3%から、平成12年には63.6%と2.9倍に上昇しています。また、女性の25歳～29歳の未婚率は、昭和25年9.6%であったものが、平成12年には50.0%と5.2倍になっており一段と未婚率が高くなっています。各年齢層とも年々未婚率が高くなっており、晩婚化が進むことが少子化の原因の一つとなっていることが伺われます。

合計特殊出生率は津山市では、平成2年から6年にかけて横ばい傾向でしたが、平成7年から減少し、平成10年に1.52人まで低下しましたが、その後増加となり平成14年は1.67人となっています。合併する町村においても加茂町1.75人（平成14年）、勝北町1.98人（平成14年）、久米町1.79人（平成14年）、阿波村2.19人（平成14年）となっており、県平均の1.44人（平成14年）、国平均1.32人（平成14年）をいずれも上まわっています。

## 2. 少子化の原因と背景

わが国においては、女性の高学歴化、自己実現意欲の高まりなどから女性の社会進出が進み、晩婚化による未婚率が上昇しています。これが、出生率が低下した一つの要因と考えられています。結婚しない理由としては、国立社会保障・人口問題研究所の調査（第11回出生動向基本調査、平成9年）によると「適当な相手にめぐり合わない」「必要性を感じない」といった意見が多くなっており、仕事や趣味を大切に、自由を失いたくないという生活観や価値観も伺うことができます。

また、最近では「夫婦の出生力の低下」（夫婦の子ども数そのものが減っている）という現象が起こっていることが明らかになっています。市の新エンゼルプラン策定時に行った子育てに関する意識調査（平成12年）によると、理想とする子どもの数は3人と答えた方が全体の約57%と高く、また実際に予定している子どもの数は2人と答えられた方が全体の約77%となっています。その理由としては経済的な負担を回答する人が最も多く（39%）、続いて年齢的な理由、子どもの世話、仕事の継続となっています。内閣府の調査（国民生活選好調査、平成13年）でも同様の結果となっています。

さらに、少子化の要因の一つとして、子育ての負担が女性にかかっていることが指摘されています。これまで、働く母親のための「仕事と子育ての両立支援」は進められてきましたが、共働き家庭の主婦よりも専業主婦のほうが子育てに自信をなくす人が多いという調査結果があります。子育てをしているすべての家庭に対する支援が必要となっています。